平成２４年（フ）第１０９号
熊本県上益城郡御船町大字高木3287番地２
破産者　有限会社ヤマナカ流通
１　決定年月日　平成24年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４２８号
熊本市中央区水前寺５丁目３番23号
破産者　有限会社喜祥
１　決定年月日　平成24年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第６２号
茨城県那珂市菅谷2808番地２　両宮ハイツ203号室、旧住所茨城県常陸太田市幡町1955番地の８
破産者　長山　康史
１　決定年月日　平成24年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３２号
栃木県下都賀郡野木町大字南赤塚2263番地１、従前の住所群馬県館林市瀬戸谷町2180番地の14
破産者　髙松　久雄
１　決定年月日　平成24年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１５５９号
札幌市中央区北12条西23丁目１番２―707号
破産者　松本　貴史
１　決定年月日　平成24年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５７６号
北海道千歳市幸町６丁目18番地の10
破産者　鴨田　俊明
１　決定年月日　平成24年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１１３号
宮城県多賀城市八幡３丁目15番25号
破産者　大場さおり
１　決定年月日　平成24年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２１３号
埼玉県行田市大字持田2474番地７
破産者　田島　一夫
１　決定年月日　平成24年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２９９３号
名古屋市千種区赤坂町１丁目77番地、開始決定時の住所愛知県瀬戸市水無瀬町25番地の22
破産者　髙橋　　勇
１　決定年月日　平成24年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９７８号
名古屋市中川区助光１丁目1210番地　アビタシオンフローレンスＢ―205号、旧住所愛知県海部郡蟹江町大字蟹江本町字キノ割16番地３　ニューシティ蟹江二番館205号
破産者　神鳥　忠明
１　決定年月日　平成24年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９６号
大阪府泉佐野市市場東２丁目335番地の１
破産者　西川　真一
１　決定年月日　平成24年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２３６号
大阪府堺市堺区海山町１―62―９、開始決定時の住所大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目５番１―412号
破産者　中野　友晴
１　決定年月日　平成24年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３７６号
大阪府和泉市東阪本町324番地の３、前住所大阪府堺市西区山田１丁1215番地７、営業所の所在地大阪府岸和田市西之内町67―１
破産者　フレッシュミート三幸こと　三好　幸夫
１　決定年月日　平成24年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３７５号
上海市宝山区共富路476　富隆苑302室、従前の住所神戸市須磨区妙法寺字アチ口10番地
破産者　濱田　典幸
１　決定年月日　平成24年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５１２号
北海道枝幸郡浜頓別町北３条３丁目７番地
破産者　高橋　道弘
１　決定年月日　平成24年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２号
開始決定時の住所北海道旭川市旭町１条10丁目689番地の36
破産者　藤林　利朗
１　決定年月日　平成24年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１４号
開始決定時の住所北海道旭川市錦町14丁目2904番地の８　リーセント錦町103
破産者　成松　勝敏
１　決定年月日　平成24年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１２号
北海道旭川市10条通14丁目24番地の320　コンフォート10・14―101号
破産者　北川　賢太
１　決定年月日　平成24年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３０号
神奈川県大和市西鶴間４丁目８番26号
破産者　星　　義男
１　決定年月日　平成24年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部